

◀東京圏からの移住支援事業支援金▶

- ◆対象となる方 東京 23 区（在住者又は通勤者）から中津川市へ移住し、都道府県が選定した中小企業等の求人に応募し就業した方、専門人材として県内企業に就業した方、テレワークで就業継続する方、中津川市の関係人口として認められた方、又は社会的事業分野で起業した方（※裏面にチェックリストがあるので、ご確認ください。）

◆支援金の額

移住の時期	単身者	世帯	子ども加算（※2）
令和 6 年 4 月 1 日以後	60 万円（※1）	100 万円（※1）	30 万円/ 1 世帯
令和 6 年 3 月 31 日以前	60 万円	100 万円	100 万円/ 1 人

※1 テレワークで移住する場合は半額 ※2 18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合

◀申し込み手続きの流れ▶

（1）支援金の交付申請

【必要な書類】移住支援金交付申請書（様式第 1 号）

《添付書類》※各種証明書は 3 か月以内に取得したものを提出してください。

- 東京圏からの移住支援事業に係る個人情報の取扱い（様式第 1 号 別紙 2）
- 世帯全員の住民票 ※本籍・続柄が省略されていないもの
- 定住等に係る誓約書及び同意書（様式第 2 号） ↓※事業採択通知書とは異なります
- 就業先の就業証明書（様式第 3 号・3 号の 2・3 号の 3）または創業支援事業交付決定通知の写し
- 移住元の住民票の除票の写し、戸籍の附票その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯の場合にあつては、世帯全員分の書類）
- 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区への通勤者にあつては、退職した企業等の在職証明書その他の移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類
- 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主にあつては、開業届出済証明書、個人事業等の納税証明書その他の移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類
- 東京 23 区内の大学等の通学期間を通算する場合は、卒業証明書、成績証明書その他の在学期間を確認できる書類
- 関係人口に該当することにより本支援金を申請する者にあつては、推薦書（様式第 3 号の 4）
- 市税調査承諾書
- その他市長が必要と認める書類

↓

（2）市は内容を確認し支援金の交付決定をします

↓

（3）支援金の請求 支援金の交付請求をします

【必要な書類】移住支援金交付請求書（様式第 6 号）、通帳のコピー（口座番号、名義人が確認できるもの）

◀支援金の返還▶

交付決定を受けた後、次のいずれかに該当する場合は、支援金の返還対象となる場合があります。

（1）全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 支援金の申請日から 3 年未満で中津川市から転出した場合
- ウ （就職または専門人材の場合）支援金の申請日から 1 年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 創業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（2）半額の返還

支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に中津川市から転出した場合

◆対象チェックリスト

(共通)

- 次のいずれにも該当する。
 - 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住、又は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（※）以外の地域に在住し東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていた。
 - 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住、又は、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し東京23区内への通勤をしていた（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

※【一都三県の条件不利地域の市町村】

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

- 通学期間を移住元の期間とする場合は、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者であること。通学期間については、修業年限を上限（ただし高等専門学校は2年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
- 移住支援金の申請時において、転入後1年以内である。
- 18歳未満の世帯員の加算を申請する場合
 - 2023年4月2日以後2024年3月31日以前に転入している。→1人につき100万円加算
 - 2024年4月1日以後に転入している。→1世帯につき30万円加算
- 18歳未満の世帯員は、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満である。
- 中津川市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思がある。
⇒ **5年以内に転出した場合、支援金の返還対象となる可能性がありますのでご注意ください。**
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。
- 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する。

(就業（一般）の場合)

- 就業先が、国の移住支援事業に係る都道府県の運営するマッチングサイトに掲載されている求人のうち、当該都道府県が移住支援金の申請対象として選定している求人である。
- 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でない。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業している。
- 上記求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として求人が掲載された日以降である。
- 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。

(就業（専門人材）の場合)

- 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在している。
- 岐阜県プロフェッショナル人材確保事業又は内閣府地方創生推進室が実施する先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者である。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業している。
- 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。
- 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない。

(テレワークの場合)

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、中津川市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。
- デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から移住に関して資金提供を受けていない。

(関係人口の場合)

- 中津川市により、本事業における関係人口（中津川市の地域や地域の人々と関わりを有する者）であると認められている。

(起業の場合)

- 申請日以前の1年以内に岐阜県地域課題解決型創業支援事業費補助金の交付決定を受けている。